

ID: 1971

担当部署: 住民課

<b>処分の概要</b>	限度額適用認定証の交付		
<b>法令名 根拠条項</b>	国民健康保険法施行規則 第27条の14の4第2項		
<b>法令番号</b>	昭和33年厚生省令第53号		
<b>【基準】</b>	<p>省令第27条の14の4第2項の規定による。  (令第29条の4第1項第3号ハ若しくはニ又は第4号ハ若しくはニの市町村又は組合の認定)  第27条の14の4</p> <p>2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による限度額適用認定証(以下この条において「限度額適用認定証」という。)の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、限度額適用認定証を、当該世帯主又は組合員(当該被保険者に係る資格確認書(認定に係る情報が記載されていないものに限る。)の交付を受けているものに限る。)に交付しなければならない。</p> <p>(1) 市町村 様式第1号の8の3による限度額適用認定証  (2) 組合 様式第1号の8の4による限度額適用認定証</p>		
<b>標準処理期間</b>	7日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日